

大磯町監査公表第 9 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 13 日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 二宮 加寿子

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象部課等

町民福祉部 スポーツ健康課

3. 監査の範囲及び事務

令和4年4月1日から令和5年4月30日までに執行された令和4年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間

令和5年6月12日から令和5年7月12日まで

5. 監査の方法及び監査項目

令和5年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課であるスポーツ健康課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要

町民の健康づくり、医療保健予防、健康増進法に規定する事業、各種がん検診等健康指導、予防接種及び結核予防、地域医療及び救急医療、感染症予防や防疫、歯科保健、母子保健法に規定する事業、保健事業の統計、医師会・歯科医師会に関すること、食育推進、スポーツに関すること(施設整備計画、各種大会、推進普及指導、関係団体、スポーツ推進審議会、学校施設開放等)、つながり事業、新型コロナウイルス感染症対策を行っている。

7. 監査の結果

令和4年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、次に注意する事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(注意事項)

- ・国庫支出金等の調定日は、交付決定日としてください。
- ・履行確認の書類不足や支払いの遅延等が認められる事業がありました。「契約事務、履行確認、支出事務」は、十分に注意して事業を執行してください。